

事務連絡  
令和5年8月8日

公益社団法人  
日本精神科病院協会 御中

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部精神・障害保健課

#### 令和5年住宅・土地統計調査への協力依頼について

平素より、精神保健福祉行政の推進につきまして、ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、標記については、別添1のとおり、令和5年6月8日付け総務勢第173号「令和5年住宅・土地統計調査への協力について（依頼）」により、総務大臣から厚生労働大臣あて、調査への協力依頼がありました。

当該調査は、都道府県知事等から任命された調査員が、調査単位区内の住宅及び施設等を実地に巡回して行う調査で、別添2の記に記載のとおり、【病院、診療所等の医療施設において3か月以上入院している者】も調査の対象となります。

つきましては、調査が円滑に実施できるよう貴団体におかれましては、当該調査への協力及び貴下関係施設へのご周知方、よろしくお願い申し上げます。

また、当該調査は、総務省が地方公共団体を通じて行いますので、都道府県及び市区町村から貴団体への協力依頼等があった場合には、特段のご配慮を賜りますよう、併せてお願いいたします。

なお、調査の概要等につきましては、別添3のとおりとなります。

【公印・契印省略】

総統勢第173号

令和5年6月8日

厚生労働大臣 殿

総務大臣

令和5年住宅・土地統計調査への協力について（依頼）

総務省は、本年10月に令和5年住宅・土地統計調査（統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計「住宅・土地統計」を作成するための調査）を実施します。

住宅・土地統計調査は、住宅及び住宅以外で人が居住する建物（以下「住戸」という。）に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住戸に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を提供するものです。

つきましては、令和5年住宅・土地統計調査の円滑な実施を図るため、統計法第29条第2項の規定に基づき、別紙について、貴省への協力依頼を行いますので、よろしくお取り計らい願います。

## 令和5年住宅・土地統計調査に係る協力依頼事項

下記に該当する者を対象とする調査の円滑な実施について、各施設の関係職員の協力が得られますよう、貴管下関係団体への周知及び調査への協力の要請についてよろしくお取り計らい願います。

なお、住宅・土地統計調査は、地方公共団体を通じて行いますので、都道府県及び市区町村から貴管下関係団体への協力依頼等があった場合には、特段の御配慮を賜りますよう、併せてお願いいたします。

### 記

- 1 病院、診療所等の医療施設に3か月以上入院している者
- 2 救護施設、養護老人ホーム等の社会福祉施設に入所してから3か月以上住んでいる又は住む予定の者
- 3 旅館・ホテルに3か月以上滞在している者又は滞在する予定の者

### 【参考】

統計法（平成19年法律第53号）（抄）

（協力の要請）

第二十九条 行政機関の長は、他の行政機関が保有する行政記録情報を用いることにより正確かつ効率的な統計の作成又は統計調査その他の統計を作成するための調査における被調査者の負担の軽減に相当程度寄与すると認めるときは、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、その提供を求めることができる。（以下略）

2 行政機関の長は、前項に定めるもののほか、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、他の行政機関の長に対し、必要な資料の提供、調査、報告その他の協力を求めることができる。

3 （略）

### 【事務担当】

総務省統計局統計調査部国勢統計課

住宅・土地調査第一係

TEL : 03-5273-1154

E-mail : c-jyuuchou1@soumu.go.jp

# 令和5年住宅・土地統計調査の概要

## 調査の目的

○我が国における住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的として実施するもので、昭和23年以来5年ごとに行っており、令和5年調査はその16回目に当たる。

## 調査の概要

- 調査日：令和5年10月1日
- 調査対象：住宅及び住宅以外で人が居住する建物並びにこれらに居住している世帯  
(全国から約340万住戸・世帯を抽出)
- 調査事項：【住宅等に関する事項】居住室数及び広さ、所有関係、敷地面積、構造、建て方 など  
【世帯に関する事項】世帯の構成、年間収入、通勤時間、入居時期、住環境に関する事項、  
現住居以外の住宅及び土地に関する事項 など
- 調査の流れ：総務省－都道府県－市区町村－指導員－調査員－報告者  
※回答方法は①オンライン、②郵送、③調査員回収のいずれかを報告者が選択

## 結果の利用

- 国及び地方公共団体が住生活基本法に基づき作成する住生活基本計画に係る住宅関連諸施策の策定及び成果指標
- 耐震や防災を中心とした都市計画の制定
- 国土交通白書や経済財政白書等における分析・評価
- 国民経済計算の推計 など

## 今回調査のポイント

- 空き家対策の重要性が年々高まっていることを踏まえ、引き続き、空き家の所有状況などを把握
- 超高齢社会を迎えている我が国における高齢者の住まい方をよりの確に把握（サービス付き高齢者向け住宅の居住実態の新規把握など）
- 標本設計を見直し、報告者数を約370万住戸・世帯から約340万住戸・世帯に削減
- 同居世帯への調査票配布を廃止するなど、調査事務の効率化、調査員事務の負担軽減を実現
- オンライン調査におけるパスワードの初期化に対応するなど、引き続き、オンライン回答を促進